

くらし百科



☎は問い合わせ先です

青少年の「ケータイ」について考えてみませんか？

青少年の携帯電話所有率は現在、高校生では90%を超えています。これに比例するかのよう
に、携帯電話やパソコンに絡んだ、青少年が被害者（または加害者）になる事件も増加傾向にあり、大変心配される状況です。

「青少年のための白石市民会議」では、本年の活動テーマを「ケータイについて考える」とし、携帯電話などについて知識を深めるための講演会などを

- 日時 7月12日(土)13時
- 場所 中央公民館大ホール
- 講師 NTTドコモ東北「安全教室」担当者
- ※第二弾を11月開催予定。トラブルに巻き込まれたときの対応や解決方法の講話です。

地域で自主的に開く健康教室や健康相談会を応援しています

宮城県保険医協会は、開業保険医を中心とする医師・歯科医師約1,700名で構成する団体で、県民の健康増進と医療の充実を目指して活動しています。

協会では、自治会や婦人会、老人クラブなどの団体や各種サークルの皆さんが開催する健康教室・健康相談会に、講師や相談医を紹介しています。

- 日時 7月18日(金)10時
- 場所 総合福祉センター内 小会議室
- 申し込み・問い合わせ先 長寿課 ☎22-1361

事業活動により生じる「みは集積所へ出せません」

最近、ごみの集積所に、飲食店などのものと思われるごみが排出される事案が、多数発生しています。事業活動によって生じたごみは、集積所に出すことができません。

地域の「みは集積所」は、一般家庭から排出される生活ごみだけを回収するための集積所です。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)

水道メーターの無料交換を行います

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年となっています。今回、有効期間が満期となる方のお宅に、水道事業所で委託した業者が「水道事業所からのお知らせ」を持参してお伺いし、無料で交換作業を行いますので、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。なお、交換作業はメーター検針と重複しないよう、7月中旬と8月中旬の2回に分けて実施する予定です。

■水道週間にちなんで植樹を実施
6月6日、総合福祉センター前の市道に管工事事業協同組合と排水工事業組合の皆さん40名が、水道事業所と協力して植樹を実施。5年計画で50本の植樹を予定しています。



▲オオヤマザクラの苗木10本を植樹

就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験を実施します

病気などのやむを得ない事情により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された方を対象に、国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

詳しくは、宮城県教育委員会義務教育課までお問い合わせください。

- 日時 11月4日(火)10時
- 場所 宮城県庁
- 試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)
- 願書請求 宮城県教育委員会へ直接または市教育委員会を通じて請求してください。
- 願書受付期間 8月22日(金)～9月9日(火)
- 合格発表 12月12日(予定)

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」⑪

ごみを減らすコツは、①ごみになるものを持ち込まないこと、②モノの寿命を最大限に生かした使い方をすること、③不要になったモノは、リサイクルルートに乗せるために努力をすることと言えます。そのためには、一人ひとりの行動が大切です。今月号から、毎日の暮らしの中で必ず出てくる「ごみ」を減らすための、工夫やアイデアをご紹介します。

まずは「暮らしの総点検」から始めましょう。皆さんは実践できていますか？

■ごみを発生源で断つ
・マイバックを持参し、過剰な包装や使い捨てサービスは断りましょう。
・ごみになりにくい、再利用できる商品を選びましょう。
・詰め替え商品を利用するようにしましょう。
・計画的に必要な分だけ購入しましょう。

■ごみを出さない
・日用品や食料は無駄なく、とことん使い切りましょう。
・料理は作り過ぎず、食べ残さず、

■繰り返し使う
・直せるものは修理して、長く使しましょう。
・フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、欲しい人に譲ってあげましょう。
・形や用途を変えて、もう一度使ってみましょう。

■再資源化する
・ごみは、正しく分別するように心掛けてみましょう。
・集団資源回収や店頭回収に出しましょう。
・リサイクル製品を選ぶよう心掛けてみましょう。

不要になったモノを「ごみ」として捨ててしまう前に、再利用できないか、もう一度考えてみてください。ごみダイエットは、毎日の生活を見直すことから始まります。ごみの分別の詳細は、「ごみの分別・出し方ガイドブック保存版」をご覧ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

高齢者福祉と介護保険事業の計画策定委員を募集します

本市では、高齢者が安心して暮らせる生活基盤を築くための計画を策定しています。

この計画は3年を一期として見直すもので、本年度は平成21年～23年度までの第4期計画となります。策定に当たり、介護保険と高齢者福祉の円滑な実施を目指し、市民参画により広く意見を反映させるため、「事業計画策定委員」を募集します。

平成20年度国民年金保険料の免除申請受け付けが始まります

納付が困難な場合でも放置せず、まずは手続きを！

所得が少ないなど、経済的に保険料の納付が困難な場合に、本人の申請によって納付が免除される制度があります。

今回、申請を行って免除が承認されると、7月から平成21年6月までの1年間、納付が免除されます。昨年承認された方は、6月で免除期間が終了となりますので、7月以降も引き続き希望される場合は、あらためて申請が必要です(★)。

なお、免除の承認に当たっては、前年の所得を基準として審査されますので、まだ前年中の所得を申告していない方は、印鑑をご持参の上、お早めに申告を行ってください。

また、離職して失業中の方は、**特例免除申請**を行うことができます。希望される方は、申請時に離職票または、雇用保険受給資格者証などの書類(写し可)を持参してください。

★免除継続を希望し、既に承認されている方は、申請がなくても継続審査の結果が通知されます。

●免除の種類 全額免除、4分3免除、半額免除、4分の1免除

☎大河原社会保険事務所 ☎0224-513112
市民課 ☎22-1312

■学生の皆さん、「学生納付特例」の申請はお済みですか？
学生のため収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方のために、**学生納付特例制度**があります。希望される方は、学生証と印鑑を持参し、市民課窓口で手続きを行ってください。

●対象 大学や大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍する、20歳以上の学生。詳しくはお問い合わせください。

■社会保険事務所からのお知らせ
社会保険事務所では、5月から窓口での保険料(現金)領収を原則、廃止しました。

なお、社会保険事務所から保険料の催促を行った場合などに限り、当面、窓口でも現金による納付を受け付けます。保険料の納付は、便利な口座振り替えをご利用ください。

※クレジットカードや電子マネーでの納付をご希望の方は、大河原社会保険事務所までお問い合わせください。

☎生活環境課 ☎22-1314

☎水道事業所 ☎25-5522

食品表示110番

食品の表示に対してお気付きの点がございましたら、当課までご連絡ください。

東北農政局消費・安全部 地域第三課(表示・規格)
☎0224-53-3811